

世田谷区長によって葬られた 補助54号線見直しの好機

秘密裏に申請されて いた補助54号線の期 限延長！

下北沢地区の補助54号線第一期工区と区画街路10号線の道路事業認可の期限は、今年3月末でした。これまで本紙でも繰り返しお伝えしてきたように、私たちはこの期限切れを見直しの機会として活用するように求めてきました。

しかしそれにも関わらず、保坂展人世田谷区長は1月19日に補助54号線の期限延長申請をしていたことが発覚しました。議会への報告すら行わず、事後になって区の担当者によって明らかにされたところによると、今回は7年間の期間延長に加え、当初138億円だった

予算は198億円へと60億円増額。つまり予算の規模としていっきよに約1.5倍の大きさに膨らむという内容になっています。

今回の延長申請は、いろいろな意味でこの間の区民の営みを愚弄するものと言わざるを得ません。

そもそも保坂展人氏は、2011年に私たちを含む世田谷区の各地域で公共事業の見直しを求め、多くの団体の要請を受けて区長選に立候補。選挙直前の同年4月14日には、東京地方裁判所で第20回目の口頭弁論も傍聴しています。

しかし当選して区長となつてからは、公共事業の見直しについては、見るべき具体的な成果はありません。下北沢につい

ては昨年3月に「せたがや道づくりプラン(14〜23年)」で、補助54号線の第二期工区と第三期工区を優先整備道路に格上げするなど、むしろ推進に向けて舵を切ってきた。

公共事業の見直しに 触れない区政報告会

では本人はこの4年間の区政について、どんな認識を持っているのでしょうか？ 区長は今年2月16日に三軒茶屋のしゃねなあどで、「これからの保坂区政に向けて」と銘打った区政報告会を開催しています。

この報告では、前回の区長選の時に大きなテーマとして掲げたはずの下北沢をはじめとする大規模公共事業の見直しといった言葉は、発せられることがなく、公約から消えてしまったかのよう

な印象を与える内容となっていました。

さらにまちづくりについても、時間切れギリギリのタイミングで軽く触れただけにすぎません。下北沢の問題をはじめとする公共事業の見直しについては、努力目標に力が及ばなかったというトーンではなく、そもそも前回の選挙の時に大きなテーマとして取り組む姿勢を見せたことそのものを、まるでなかったことのようにして、今年4月に行われる次の選挙に臨もうとしているように見受けられます。

民主主義を破壊する ワークショップの形骸化

世田谷区は昨年11月16日から「下北沢駅周辺都市計画道路(補助第54号線及び世区街第10号線)整備ワークショップ」を

開催しています。交通広場整備担当の大谷係長の発言によると、「道路のしつらえについて住民の意見を聞く場であり、是非についての議論をする場ではない。道路を否定するような意見を出すことはご遠慮いただく」とのこと、計画の前提や是非に関わる抜本的な意見は受け付けないという前提になっているのも、おおいに問題があります。

しかし問題はそれだけではなくありません。百歩譲って建設を前提とする議論をするにしても、貴重な税金を投入する公共事業である以上は、進捗状況や予算との兼ねあいによって、工事の規模縮小も選択肢に入れて検討するのは、当然のことです。

それにも関わらず、60億円もの予算の増額について、きちんとした情報の提示さえせず、延長

035
2015. 3. 11

**まもれシモキタ！
行政訴訟の会**

〒155-0031
世田谷区北沢2-9-19
植松第一ビル 201
コモン法律事務所内

TEL 03-5452-2015
FAX 03-5452-2016
URL=
www.shimokita-action.net

目次	
1	世田谷区長によって葬られた補助54号線見直しの好機
2	地下化したのに高架回廊は醜悪
4	裁判レポート 第34回口頭弁論

申請直後の1月24日に2回目のワークショップを開催しているのですから、これはまさにワークショップの形骸化であり、真摯な議論のために参加している人々に対する冒瀆と言わざるを得ません。

さらに3回目のワークショップを開催するのはなんと世田谷区長選挙、区議会議員選挙が公示される4月19日。7日後の26日には投票というタイミングでの設定です。

いうまでもなく世田谷区の選挙は、世田谷区政の方向性を決めるための重要な節目です。いくら保坂区長が前回の選挙の時の公約を裏切ったからといって、選挙の意義を軽んじるような設定でいたずらに手続きを急ぐのは、有権者への侮辱であるばかりか、民主主義というシステムへの破壊行為ではないでしょうか？

地下化したのに高架回廊は醜悪 宅地造成ではなく自然面を生かそう

小田急線跡地は私企業の利益のためではなく、公共性の高い利用に資するべき

1月16日より小田急沿線付近住民に配布された「小田急線上部利用通信10号」を見てびっくりされた方が多いと思います。

線の連続立体交差事業は1969年末に、世田谷区が高架計画の方針をもった基本計画を策定しました。

行政と小田急がともに駅ビルを伴う23mにも及ぶ高さとなる高架複々線計画を強引に押し進めようとしたために、反対運動がおこり、その後の数々の裁判闘争などを含む地下化推進運動を経て、鉄道が地下に潜った地域です。

高層誘導の下北ハイラインはNO！

その上部にペDESTリアンデッキ様の高架構造物が立体緑地と称してつくられることが提案されるとは思ってもみなかったのではないのでしょうか。

この地域に、このような高架構造物を構築しようとするならば、そもそもその連続立体交差事業の企画の段階で計画されてなければなら

鎌倉通り以西に車を駐車した人はエレベーター等で高架橋に上がり下北沢駅の駅舎方面にダイレクトに進めるようになっていて、一方で、パースを見ると駅周辺の高層開発と一体であることがよくわかります。

地下鉄化されたはずの小田急線跡地に6mもの高さの高架橋がそびえたっているパースが明示され、下北沢駅から世田谷代田駅方面に300mの間に高架構造物が続き、その行き着く先が小田急電鉄の経営する駐車場であることが明記されていたからです。

保坂区長はニューヨークのハイラインを参考にしたとしますが、ハイラインは高架廃線の再利用という

ことに意味があるのであり、地下化した地盤にわざわざ11億円もの費用をかけて高架構造物をつくるのは愚の骨頂というべきです。

世田谷区では3月15日まで、今回発表した上部利用につき意見を求めていきますので、この高架構造物についてはノーを突きつけましょう。

「ゾーニング」は「陣取り合戦」ではない

世田谷区は、13年11月の区と小田急電鉄の上部利用に関する「ゾーニング協定」により、小田急の担当地域については「小田急電鉄が利用計画を決めるものです。今後、小田急電鉄の住宅等の建築に当たっては、(建築基準法などの)適用法令に沿った指導をしてまいります。」(沿線住民の質問書に対する2月10日の回答より)と言っています。しかし、もともと都市計画のゾーニングとは用途

区分であって、両者の「陣取り合戦」ではありません。

このような無謀な計画がどうして提案されてしまったのでしょうか。それは、世田谷区が公共利用計画を放棄してしまっただけにほかなりません。跡地利用は小田急線の連続立体交差事業の一部です。この事業を律している国の要綱では、事業地面積の15%については都市計画税の免除と引き換えに無償で、その余の箇所も、自治体側に利用計画があれば、有償ではあるが、電鉄側は交渉に応じなければならぬ、とあり、事実上の優先利用権が自治体に与えられているのです。

莫大な税金を投入して鉄道敷地を有用空間に変えたのですから当然のことです。その利用権を積極行使すれば、上部については鉄道運行上不可欠な施設

以外には公共利用ができないのです。

地上にもっと緑を！公共利用権の放棄を許すな

ところが、この権利を世田谷区も東京都も放棄し、世田谷区の管理となる4mの通路や多少のポケットパーク以外は小田急電鉄の営利施設のゾーンとしてしまっているからです。明け渡ししてしまっただけに新たな公共空間をつくらうとなると、高架構造物をつくり付け足すとの発想になっってしまうのです。

保坂世田谷区長は、新聞記者の取材に対し「道路建設続行の批判は受け止めるが、線路跡地の活用では、従来の計画から緑地・公園を6倍以上にするなど大幅な見直しをした」(3月1日付「朝日新聞東京版」と言い訳をしています。

しかし、鉄道が地下となったのにその上に300mものコンクリートの高架橋をつくり、も



■高架回廊（立体緑地）のイメージ写真（世田谷区発行「小田急線上部利用通信第10号」より）
 小田急線地下化の跡地に300mの高架構造物を建設すると、世田谷区は12月に突然発表した。上から「A区間：下北沢駅寄り」「B区間：旧下北沢3号踏切から2号踏切方面」「C区間：世田谷代田駅寄り」

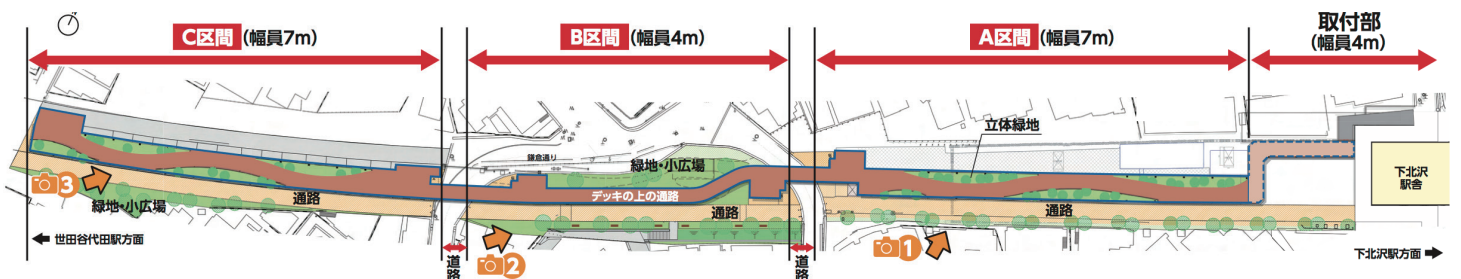
ともと700㎡しかなかった緑地にそのコンクリートの上の緑地面積を加算して、6倍に増えたと誇示するカラクリにはあきれて開いた口が塞がりません。

ちなみに、北沢地区の小田急線連立事業では794億円の事業費のうち小田急電鉄は50億円負担のみです。下北沢駅を含む3駅の駅前広場は区が整備しますが、その内の鉄道事業地上部の買収費を試算すると、約61億円が小田急電鉄に支払われま

す。これだけでもまさに焼け太りです。この事実だけからいっても、小田急線上部利用については公共利用こそ正義だと言えないでしょうか。小田急電鉄は法律上の所有者であったとしても。

公共事業で新たに生じた土地については公共に差しだすか、自ら公共の利用に資するべきです。私有を公共空間に持ち込むことになる住宅建設などをもってのほかです。もう一度、枠組みを仕切り直し

て、地上にもっと緑や公共空間をつくりだしましょう。公共の長たる保坂氏がこの当たり前のことを言わない以上、私たち市民が、変わって声を上げようではありませんか。（木下泰之）



裁判レポート 第34回口頭弁論

これで公正な行政裁判といえるのか!?
被告東京都は、裁判所に提出した
昭和21年都市計画決定者を
単なる「誤記」を理由に変更!

平成24年に下北沢地区連続立体事業に係わる事業地等の図面差替えに引き続き、今般東京都は昭和21年の補助54号線都市計画決定者を戦災復興院総裁から内閣総理大臣に変更するとした。理由は主張書面上の「誤記」である。行政裁判では、行政側は自らの主張が裁判上不都合になると、平気で論点を変更していいものなのか? いずれも本件裁判の根幹をなす事項であり、そもそも、裁判の最初に行政側が、整えて提出すべき資料・事項ではないのか?

裁判所は良識ある判断で行政を正せ

平成26年12月11日(木) 15時30分、補助54号線等、下北沢道路認可取消の第34回口頭弁論が東京地方裁判所103号法廷で行われた。

冒頭斎藤弁護士が陳述。
①下北沢の道路、補助54号線は事実上戦災復興院が昭

和21年4月に決定したが、この都市計画決定を誰が行ったか、基礎的な問題が論点となっている。

②昭和21年4月は旧憲法下であり、(東京都が主張する)内閣総理大臣による告示は考えられない。内閣総理大臣という地位は旧憲法には存在しない。ちなみに、新憲法は昭和21年11月公布され、翌年5月施行された。
③国・東京都は、今度は敗戦後24年も経つた1969年(昭和44年の新都市計画法)まで戦時特例法が生きていると主張する。

④本裁判で望むことは、この(昭和21年の)都市計画法はいかなる実定法を論拠として決定されたのかをぜひとも明確にしてほしいということである。

⑤小田急線上部利用の擁壁問題について、連続立体交差に関する都市計画に於いては、上部(跡地)土地利用計画は根幹をなす事項であり、住民に明示されなければならぬ。しかし住民

説明会でも説明がない。東京都も図面さえ持つてないという。計画決定に重大な疑念が生ずる。

続いて石本弁護士が陳述。(準備書面55)では、補助54号線都市計画決定の違法性を主張した。

1、これまで、東京都は、本裁判の主要テーマである補助54号線は昭和21年に都市計画決定され、翌年昭和22年変更決定されているが、この決定者は戦災復興院総裁であると明言した。(東京都準備書面3)

これに対し、我々は、都市計画の決定手続きに法3条で、主務大臣が決定し、内閣の認可が必要と規定されているが、戦災復興院総裁は主務大臣でなく明白に違法であると主張した。(原告準備書面53)

2、ところが、今般、東京都は、準備書面3にある「戦災復興院総裁が決定・変更した」とあるのは「誤記」である。決定者は「内閣総理大臣」に訂正すると主張するに至った。(東京都準備書面16)

3、これに対し、我々は
①昭和21年、昭和22年の主務大臣は内務大臣である。
②上記「1」の東京都が内閣総理大臣決定と主張する

ならば、昭和21年決定、22年変更決定の内閣総理大臣が決定を行った確たる証拠を提出せよと主張した。

③併せて、法3条に規定されている、「内閣の認可」の明示を求めた。

擁壁には重要な違法性の疑い

(準備書面56)では、前回に引き続き、東北沢ー下北沢間のコンクリート擁壁問題を取り上げ、都市計画との矛盾点を追及した。

①東北沢ー下北沢間の距離はおおよそ450M、現在確認されている擁壁は240M、地下化された鉄道の半分以上にわたって、地上に突出した巨大なコンクリート擁壁が構築されている。これは明白に都市計画事業の主要施設である。

②ところが、本件都市計画決定及び同事業認可の際の図面に一切記載がない。また、被告東京都に尋ねたところ、事業主体である東京都もコンクリート擁壁の構造および寸法が記載された設計図面は所持していない!と回答している。

③以上、この擁壁問題は「都市計画決定につき」重要な違法性が疑われる。

サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ!行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。サポーターの方々には1口5,000円/年(複数口歓迎)のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ!通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。

★カンパのみの応援も大歓迎しています(郵便口座振替00120-2-594289 まもれシモキタ!行政訴訟の会まで)。
サポーター参加と運営費のカンパ協力をお願いします!

「まもれシモキタ!行政訴訟の会」サポーター担当:堀江照彦
TEL&FAX: 03-3467-6936 E-MAIL: HorieTeru@aol.com
住所:〒155-0031 世田谷区北沢4-14-17

第35回 口頭弁論のお知らせ

日時: 3月24日(火) 15:30~
場所: 東京地方裁判所 103号大法廷
交通: 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線
霞ヶ関駅 A1 出口から徒歩1分
有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩2分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています
<http://www.shimokita-action.net/archive/>